

越谷市廃棄物減量等推進審議会
「令和7年度（2025年度）第1回審議会」

日 時 令和7年（2025年）7月1日（火）
午後2時00分から
場 所 本庁舎 8階 第二委員会室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和6年度一般廃棄物処理状況について
- (2) 越谷市一般廃棄物処理基本計画改定の概要について
- (3) その他

3 閉 会

○司 会

本日は、ご多用の所、越谷市廃棄物減量等推進審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当させていただきます環境経済部資源循環推進課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員15名のうちZOOMによる出席の方を含めまして、合計12名様ご出席でございますので、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第5条第2項の規定により会議は成立しております。

それでは審議会開会にあたりまして、浅井会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会 長（浅井）

例年ですと、12月とかの冬場に行っていますけれど、今年はいつもより早い7月の開催ですね。梅雨入りしても夏日が続く不安定な気候です。私はプールが大好きなので、小さい頃は、しらこぼとのプールや武蔵浦和の沼影のプールとかに行ったりしていたので、梅雨明けするのを今から楽しみにしています。

個人的な話はこれ位にして、この会議は皆さんの思いを政策の場に届けて反映させるための場所です。これまでもお話ししてきた通り、質問はもちろん質問でなくても思ったこと感じたこと気になったこと、ここの部分の説明が分かりにくかったとか、何でも構わないので遠慮のないご意見を聞かせてもらえたらと思います。よろしくお願いいたします。

○司 会

ありがとうございました。着座にて会議の司会を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

【市職員を紹介】

次に、本日の会議資料について確認いたします。

【資料の確認】

それでは、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条第3項の規定により会長が会議の議長となります。このため、会議の進行については浅井会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議 長

それでは、皆様よろしくお願ひいたします。

当審議会においては、平成12年11月21日、越谷市審議会の設置及び運用に関する要綱に基づいて会議の公開を原則としております。今後非公開とする必要が生じた場合には審議会にお諮りすることとして、本日の会議は公開することによろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

○議 長

ご異議がないようですので、本日の審議会は公開といたします。

では、傍聴の確認をいたします。本日傍聴の申込みはございますか。

○事務局

傍聴ございません。

○議 長

それでは、議事を進行いたします。

議題（1）、令和6年度越谷市一般廃棄物処理状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

ご説明をさせて頂く前に、資料の確認をさせていただきます。

お手元にiPad、そちらに本日の資料の画面が投影されます。

冊子として越谷市一般廃棄物処理基本計画こちらのカラーになっているもの、越谷市生活排水処理基本計画は左上のホチキス留めのもの、越谷市一般廃棄物統計資料こちらの緑のファイルになっているもの。この3つをお手元にお配りしていますが、不足等はありませんでしょうか？こちらの方は、お配りをしましたが、お持ち帰りはなさらず、その場に会議終わった後置いていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは着座にて説明をさせていただきます。

本日の議題、まず1番目、令和6年度越谷市一般廃棄物処理状況について、ごみの排出量と資源化。図が画面に表示されているかと思ひます。真ん中上部に「東埼玉資源環境組合」という四角のところに焼却量80,986トンとあります。この内訳といたしましては左側の上のほう、燃えるごみの家庭系56,566トン。事業系が22,918トン。右側の白色少し下のところの可燃性粗大ごみ、ここに1,297トン。それを少し横に行きますと、選別残渣雨天収集分、古着類、白色トレイとある205トン、こちらの合計これが東埼玉資源環境組合での焼却処理80,986トンとなってございます。

右上には焼却処理後、焼却灰の処理として、資源化が3,742トン、埋立てが5,767トンとなってございます。また、東埼玉資源環境組合のたい肥化443トンとありますが、こち

ら左側の方に剪定枝等、家庭系で69トン、事業系で374トン。こちらの合計443トンを元にしてたい肥を作りまして、右側堆肥販売（市民）とあります。こちらの方151トン、多分これ皆さんお買い求めの経験がある方もいらっしゃるかもしれません。市民の方に販売をしているものでございます。

続きまして左側その下、資源物家庭系という四角があります。その古着類580トン白色トレイ21トンとありますけども矢印のこの通り、先ほどの焼却処理分の205トンと再生事業者391トンという風に分かれてございます。

続きまして、左側その下の燃えないごみの家庭系1,479トンから四角が4ついきまして、資源物の家庭系びん1,733トンまであります。ここに書かれている数字の合計が5,436トンでこれも矢印の通り真ん中にあります越谷市リサイクルプラザでこの5,436トンを選別、破碎、資源化をしております、右側、再生事業者、埋立、再生家具販売、民間処理事業者への処理となっております。

左側に行きまして、資源物家庭系の古紙類とペットボトルの部分です。この部分はそのまま各再生事業者、右側の4,826トンとありますが、そちらに行くことになっております。1番最後左側の1番下のところですが、資源回収として、古着類から空きびん類、こちらの方は多分皆様自治会とかで資源回収の経験あるかもしれませんが、こちらの方も各再生事業者に渡っているということで、現状、令和6年度のごみの排出量と資源化量の説明でございます。

続きまして、次の画面に「目標値との比較」という画面が表示されております。こちらは議題2、「越谷市一般廃棄物処理基本計画改定の概要について」と関わりがあるところになります。お手元の廃棄物処理基本計画カラーの冊子、ありましたら48ページをご覧ください。

この表6-1、1番下の表です。この表をベースに令和5年度と令和6年度の実績値を重ねたものが画面のものとなります。「1人1日当たりのごみ排出量」から1番下「家庭から排出される食品ロス量」まで項目があり、ここにはその推計値の算出方式が書かれております。そちらのものについて令和7年度、あとは令和12年度の目標値とし、これと実績値の比較がしやすい表になってございます。こちらをご覧くださいと、リサイクル率以外のところは令和7年度の目標値を令和6年度の時点で前倒しで到達はしているという状況でございます。けれども、令和12年度の目標値までは到達はしていない、といった状況でございます。これにつきましては、議題2のところでも改めてご説明をさせていただきます。議題1、令和6年度一般廃棄物処理状況についての説明は以上でございます。

○議長

ただいまの説明についてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○委員（浅見）

では、質問させていただきます。

最初のページに戻っていただきたいと思います。左の資源物、ペットボトル1,018トンになっておりますが、エコキャップがこの中に含まれているのかどうか、それを教えていただければと思います。

○事務局

お答えします。

今エコキャップのお話ありがとうございました。先に言ってしまうとエコキャップはまだ含まれてはないということです。今ペットボトルを出す時にフィルムですとか、キャップは取っていただいて、中身をすすいで出していただくということになっており、現状エコキャップの量までは含まれてないということになります。

○議長

他いかがでしょうか。

○委員（中田）

初めて質問させていただくので、少しとんちんかんかもしれませんが、2つばかりお尋ねしたいと思います。燃えるごみ、家庭系事業系合わせてですが、いわゆるごみの組成分析っていうのはされているかどうかまずお伺いしたい。

○事務局

はい、組成の分析もちろんそれはあります。東埼玉の方に可燃物として行きますので、その中身がどのようになっているかという組成分析はもちろんしているところでございます。

○委員（中田）

私は古紙再生促進センターというところに所属してます。ごみの組成分析の中でいわゆる紙類というのは大体何%ぐらい今あるのでしょうか？

○事務局

はい。今、画面上に各年度の組成分析があります。重さとこの重量比ということで出ているところですが、重量比としては約8%。これは大体重さで出てるものなので約8%になります。

※上記の発言内容を以下のとおり訂正します。

年間5回実施した調査の重量比の平均が家庭系で19.5%、事業系で18.6%にな

ります。

現状、紙に関しては、分別の中で紙類の回収もありますし、先ほどの説明にもあった、資源回収、自治会とかで資源回収をやられてるケースもありますので、どれくらいこれが多いか少ないかは別にして、思ったほど燃えるごみの方には行ってないのかなと感じているところです。

以上です。

○委員（中田）

ありがとうございます。よく色々な業界誌などを見るとですね、燃えるごみの中に3割ぐらいの紙が入っていると書かれておりまして、私ども古紙再生促進センターとしては、いわゆる燃やされてる紙ごみを、資源として救い出せないかって色々やっていますので、ちょっとお尋ねした次第です。

もう1つお尋ねしたいのは、このデータを見ますと、家庭系は古紙が集まっているようですが、事業系の紙が、学校の牛乳パックしか、事業系としてカウントされていないようですが、事業所から出てくる紙類は、全て燃やされるごみへ行ってるんでしょうか。

○事務局

そうですね、現状、かなり多くのごみ、事業系の中の紙のごみは、それなりの割合で焼却されているケースがあると思います。

※上記の発言内容を以下のとおり訂正します。

令和6年度の東埼玉資源環境組合での事業系ごみ組成調査では、紙類の割合は18.6パーセントであり、それほど多くの割合では可燃ごみとして焼却されておりません。なお、事業系ごみの処理については、各事業所においてそれぞれ処理されており、市ではその詳細は把握しておりません。

市内の中だと、オフィスペーパーリサイクル、処理基本計画の39ページにあります。30年ほどぐらい前に、市内の事業所さんの中でこういう取り組みをしましょうと始まり、オフィスで排出される古紙についてリサイクル活動を今現在も続けるところであります。こういう形で任意にやっているというものはありますけれども、なかなか全部が全部というわけではなくて、中田委員が心配されたように、事業系のところの紙については、家庭系と比較すると焼却に回ってるのは少しあるのかなという感じはします。

○委員（中田）

そういう意味では、その事業系の紙ごみっていうんですか、紙類に対する対策というか対応は、特に今のところは考えてないということでしょうか。

○事務局

そうですね。事業所に対して、自分たちのところ以外にも、廃棄物指導課という課があります。ごみの排出の際の注意というのは毎年度毎年度しているのですが、そちらの方で分別できるもの、リサイクルに回せるものについての話はしています。ただどうしても、いわゆる家庭系のごみの処理というところが私たちの受け持ちになっていますので、自分たちの課ではなく、市全体の中で連携していった対応ということになるのかなと思います。

○委員（中田）

わかりました。ありがとうございます。

○委員（長森）

ちなみに、今の紙類、燃えるごみの中から出てくる割合、この計画の7ページに、令和元年度の事業系廃棄物、家庭系廃棄物の割合があって、紙が30%超えていますね。そういうような状況の値です。

○委員（長森）

埼玉県環境課国際センター長森と申します。全体の割合からしたら大した量ではないんですけど、お聞きしたいのが剪定枝。これは東埼玉資源環境組合に持ち込みというように形で、この持ち込むことに対して市民の方は、いいなと思ってるのかちょっと遠いなと思っているのか。あとたい肥化もされているんですけど、匂いとかそういう風なものの問題はないのか。あとは市民の方が買われてるってということで、これは全部がはけているのか、そんなことを教えてもらえるとありがたいなと思います。

○事務局

それでは、お答えいたします。リユース(東埼玉資源環境組合)の方に持ち込みをしているものにつきましては、個人で搬入していただける方は無料という形で対応しているところがございます。ホームページ等で周知をしながら、持って行っていただくこととなります。5市1町のなかで、越谷市内にあり、三郷から来られる方も中にはいらっしゃいますので、そういう方に比べれば越谷市内は近いのかなと思います。

あと、匂いの方の問題ですけれども、昨年度、臭気測定をされているということを聞いておまして、臭気は基準値以内ということで問題がないということ。

あとは、東埼玉資源環境組合全体の敷地の中でも、臭気の測定をされておまして、なおについては基準値以内ということで問題はないと思います。ただ、発酵していきますので、その発酵のタイミングにおいては、少しやはり匂いが漏れるということはあるかと思いますが、基本的には基準値以内という形でご理解をしていただければと思います。

持ち込まれた枝、草については、全部破碎処理をしているという状況になっております。たい肥化が443トン、販売量が151トンという形になっておりますが、その数字については、発酵過程で分解をしていきますので、数量が全体の大体35%から40%になるということ。あとは、良質のいいものを、東玉資源環境組合は求めてますので、最後にふるいをして綺麗な状態にし、残渣として残るものについては可燃物として焼却処分をしているという風に伺っており、全体の3割5分から4割程度の販売と聞いております。

ほぼほぼ全部売れているということ、やはり人気があり、リピーターが多いです。全体で年間に大体300トン程度売れているような状況で、かなり多くのリピーターが買いにくる。10キロ100円ということもございますので、ホームセンターで買うよりかなりお安いものなので買いに来られる方が多いということ聞いております。

以上となります。

○議長

他、いかがでしょうか。

○委員（公文）

東埼玉資源環境組合の矢印の先で資源化3,742トンとあるんですが、この資源化はどんなものになっているのかお教えいただきたい。

○事務局

お答えいたします。1番大きいものは、セメント化になります。埼玉県熊谷の方で太平洋セメントという工場がございまして、そちらの方に焼却灰をお持ちしまして、それを今度セメントに加工しまして出荷をしております。それから、もう1つの、寄居町の施設の方もありますが、そちらの方は再生材の砂利のようなものですね、そちらの方に再生をしているという風に伺っております。

以上です。

○委員（公文）

これは、そうしますと、家庭系で集まってきたごみを、分別しないわけですから寄せ集めて、その焼却後のそれを原料にしてるということで、特にそのうちの何をとか、そういうことはないわけですね。

○事務局

焼却する過程でやはり灰と金属類が出ます。金属類についてはお金になりますので、売り払いおいてる状況で、灰については先ほどの説明のとおり再生材とか、セメントといった資源化という形になっているという状況でございます。

以上です。

○委員（浅見）

1つ教えていただきたいんですが、今質問にあった資源化の下の埋め立てでございますが、5,767トンと900トンが下のリサイクルプラザから出ております。この埋め立てに関するものなんですが、東埼玉環境資源組合の割り振りで各市に割り振ってるのか、それとも必要な市の方に割り当ててるのか、またどういう場所に埋め立てていらっしゃるのか、その辺だけ教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、お答えいたします。東埼玉資源環境組合の方につきましては、飛灰とか主灰、灰を焼却処分、埋め立てをしているような状況です。

埋め立て地につきましては、秋田とか山形、埼玉県内と色々なところ各方面で、量が量で多く出ますので、1箇所に集中することができず、そういう形の埋め立てを処理しております。

リサイクルプラザの方については、やはり焼却できないものがございますので、そちらの埋め立て処理をしておりますが、そちらについては、埼玉県の寄居町のリサイクルセンターとかで、焼却処分、埋め立て処理をさせていただいているような状況でございます。

以上となります。

○委員（浅見）

では、山形とか秋田とかそういう形で契約なさっていらっしゃると思いますが、契約しないとまずいと思いますが、その辺の処理量とかそういうものは東埼玉資源環境組合の方からお支払いとかなさってるんでしょうか。

○事務局

東埼玉資源環境組合の方でお金の方の支払い、埋め立てをするものについてはお支払いをしております。ただ、5市1町のものの銘々の灰という形になりますので、5市1町で負担金を出してお支払いをしているような状況になっております。実際、お金の支払いの契約をしているものは東埼玉資源環境組合になりますが、やはり5市1町で出たごみの処理ということなので、市も少なからず負担させていただいているような状況でございます。

以上となります。

○議長

他、いかがでしょうか。

○委員（浅井）

1点質問を。埋め立てごみについて、その費用の負担状況っていうのはどんな感じになっているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○事務局

はい、お答えします。先ほど負担金の話があったかと思います。東埼玉資源環境組合の負担金の大きさみなものというのは約15%、全体の15%は5市1町の要は6自治体で均等に割りましょう、そして、残りの85%についてはどれぐらいそのごみを搬入したのかと、その搬入の量に応じて分けましょうというような計算をしております。

例えば、越谷市の場合だとすると、概ねで、これ実は越谷市だけではなくて、大体人口比の割合にほぼ近い感じになります。今、5市1町の全体が93万人から94万人ぐらいいて、越谷市が今34万人ぐらい、非常に大雑把に言うと、約3分の1ぐらいを越谷市の方で負担している。草加市だとすると2割ちょっととか、概ね大体全体のほぼ人口比に近い割合で東埼玉資源環境組合に対して負担金を納めてるとというような状況になります。

以上でございます。

○委員（浅井）

ありがとうございます。

○議長

他、いかがでしょうか。

○委員（公文）

恐れ入ります。続けて埋め立てなんですけど、秋田山形最終処分場のこの埋め立てについて、余裕はあるんでしょうか。多分焼却をといるのを変えない限りずっと焼却灰は出続けると思うんで、そこをお聞かせいただければ。

○事務局

やはり埋立地の量っていうのは限りがありますので、そこはやはり問題があるかと思えます。現状としてはまだ10数年大丈夫だということがありますが、いずれやはりどこかまた新しい埋め立てなのか、リサイクルの方法を考えなければいけないということはニュースの方でも伺っております。その辺も含めて、今後の対応が必要だという風に考えております。

以上です。

○議長

では、他にご質問等はございませんか。

〔発言する人なし〕

ないようでしたら、次の議題に移ります。

議題2、越谷市一般廃棄物処理基本計画改定の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議題2、「越谷市一般廃棄物処理基本計画改定の概要について」でございますが、画面は【1】一般廃棄物処理基本計画の一本化から、【5】今後の予定について表示されてございます。

次の画面、一般廃棄物処理基本計画の一本化が表示されておりますが、令和7年度は、「ごみ処理基本計画」の中間目標年度となっております。また、現行の「生活排水処理基本計画」の満了年度となっております。現行計画は今お手元に冊子であります通り、それぞれ別々、別立ての計画となっておりますが、ちょうどこのタイミングで一本化するものでございます。この現行計画、新規計画というのは、その現状と今後の状況のイメージ図となっております。

続きまして、次の画面に。(画面が切り替わらず、資料を配布して説明)

上から2段目、現行計画の「ごみ処理基本計画」がございまして、令和3年度から12年度の10年間を計画期間としております。令和7年度は本計画の中間目標年度に当たり、3段目、現行計画の「生活排水処理基本計画」の満了年度に重なることもあり、このタイミングで一本化するものでございます。下の所、関連計画といたしましては、市の総合振興計画の前期計画の最終年度や環境管理計画は環境政策課所管のものですが、中間目標年度も重なりますので、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの内容もリンクするものでございます。

紙での一部説明をさせていただきます。

お配りした紙でいくと5ページ目、「ごみ処理基本計画」の改定についてあるかと思っております。①現行計画の見直し方針。現行の見直し方針ということで、1番、2番、3番、現行計画の進捗状況や評価、実施予定の施策の見直し、新規施策の検討ということで、実績や実施評価、今後の方針、国や県、他市町村の動向を踏まえるというところが表示されてございます。

続きまして、6ページ目ですね。現行計画の見直し方針として、4番目、目標値の再設定、それを今日決めるというわけではないんですけれども、先ほど、5年度、6年度、こういう値で、7年度の目標値、12年度の目標値はこうですっていう表をご覧くださいかと思っております。現行の数値目標の達成状況を整理しながら、ごみの排出量の将来推計、あと、本市の現状、国、県、他市町村の動向を踏まえて数値目標を新たに設定する。同じく目標に関してはあくまで10年間の計画でございまして、令和12年度、2030年度、

こちらが目標年度ということできせていただくものでございます。

続きまして、めくっていただくと7ページ目、こちらの方に先ほど表として表していた6つの目標があり、それをグラフにしたもので、令和2年度から6年度までの推移で、7年度と12年度はこういうものになっています。というところが、7ページ、8ページ、9ページに示されているものになります。

まず、ごみの1人あたりの排出量690グラムについては、6年度が727グラム、7年度の目標値としては740グラムが、こういうような推移で、先ほどちょっとお話をしましたけれども、大体この6つのうちの5つは、7年度の目標は達成はしているけれども、12年度の目標値まではいっていないというような形になります。このグラフの状況を見ますと、少しずつ減っている。次のページの事業系ごみと、最終処分量は、少しずつ右肩下がりになっている。リサイクル率だけはちょっと横ばいだったり、変動はあるのですが、そのような形になっているものでございます。

その辺の推移を見ながら、どういう目標値にした方がいいとか、そういったものを皆さんの中でお考えいただくような形になる。その傾向として、こういうようなグラフの推移になっているというものでございます。

続きまして、10ページ目、ごみ処理基本計画の改定について【3】、③番のところ、第1章から始まり第6章と第8章とあって、第7章がとんでいる表になっています。こちらは、第7章に、生活排水処理基本計画を追加して、第1章から第8章にしていくものでございます。

次の11ページ、生活排水処理基本計画の改定についてということで、①から④まで表示をしております。生活排水処理基本計画はあまりなじみがないケースもあるかと思えますので、改めて図で示したりさせていただきます。

次の12ページは、左側には下水道整備区域、右側には浄化槽処理区域が表記してあります。非常に簡単な形ではありますが、下水道が整備されているところが市街化区域で、下水道が整備されていないこの浄化槽処理区域、これが市街化調整区域というイメージで見ただけであれば、ほぼそこに重なるものでございます。

こちら見ていただきますと、生活排水処理基本計画というのは右側のところに点線で囲われているものです。おおよそのイメージとしては市街化調整区域の排水をどうしていくかということになります。

この資料の中には、四角の枠で、下水道、合併浄化槽、単独浄化槽、汲み取りという用語が囲われています。

下水道ですとか汲み取りのイメージは何となく湧くところかと思いますが、合併浄化

槽、単独浄化槽というのは、浄化槽が設置されていない家庭、世帯にとっては聞き慣れないものになるのかなと思います。

簡単にお話をしてしまいますと、合併浄化槽、合併ってという言葉の通りでして、要は、お手洗いの水以外にも、台所ですとかお風呂、いわゆる生活の他の雑排水といわれるもの、そういう排水も浄化槽の中に流して処理をして排水をする。

単独浄化槽というのは、お手洗いの水のみが浄化、それ以外のは浄化はされないというものです。

としますと、この中で単独浄化槽の世帯、あとは汲み取りの世帯も、お手洗いのそれも汲み取りですし、他の排水も浄化はされないというところで、この2つの世帯について、合併処理浄化槽に転換、移行を促進して行って、水環境を少しでも向上させていくようにというところがこの生活排水処理基本計画のメインとなっているところでございます。ここ12ページの下のところには、1番下、現計画の目標として、生活排水処理人口の普及率を100%とする。この生活排水処理人口普及率というのは、先ほどちょっとお話ししました下水道での処理と合併処理浄化槽での処理をいいます。この100%というのは、汲み取りの処理ですとか単独浄化槽の処理というのを最終的になくして行って、下水道の処理と合併処理浄化槽、この処理の2つ、この2本立てでなんとか100%までいければというのが現行計画の目標としておるところでございます。

続きまして、次のページ、13ページです。生活排水処理基本計画の改定、こちらですが、現行計画の見直し方針として、1番、現行計画の進捗状況の評価、2番、実施予定の施策の見直しで、3番目として新規施策の検討。この辺は、先ほどごみ処理の計画のところでもあったものと改定の内容というのはほぼほぼ重なっているところかと思えます。

続きまして、次14ページ、生活排水処理基本計画の改定、【4】番で③番、越谷市の現状というものでございます。生活排水処理人口の普及率の推移をこのグラフで表しているものです。令和6年度で91.48%となっておりますので、下水道の方、合併処理浄化槽の方がこれだけいるということ。逆に言えば、10%弱の世帯は先ほどの単独浄化槽ですとかくみ取りの世帯ということですので、家庭から出る排水のかなりの部分が浄化をされていない。その状態で河川等に、最終的には流れ込むというような状況になってございます。

その次の画面、ここで、それぞれ下水道整備区域ではどうなっています、浄化槽区域ではどうなっていますという画面が15ページ、16ページにグラフとして表示しております。見ていただきますと、下水道の整備区域に関してはほとんどの世帯の方が下水道につながっている。6年度では96.8%で、残りの3%ぐらいの方が浄化槽や汲み取りという

ところ。下水道区域のものに関しては、私どもというよりは下水道の所管の方で下水道に接続することを指導という形になりますので、今回のこの生活排水の基本計画の対象からは外れるところにあります。

続いて16ページ、こちらがですね、浄化槽処理区域、イメージとしては市街化調整区域だと思います。こちらをご覧くださいますと、現状、合併処理浄化槽が45.6%、単独浄化槽52.2%、汲み取りが2.2%、令和6年度のもので。ということは、約半分程度、半分ちょっと下回るぐらいがまだ合併処理浄化槽で、単独浄化槽はまだ半分を超えるぐらい、汲み取りも含めてですけれども、それぐらいの世帯があるという、これが現在の状況です。この分について合併処理浄化槽の比率をどんどんどんどん上げていくというところが私どもの非常に重要なところになってくると思います。

続きまして、次、17ページ、生活排水処理基本計画の構成案。先ほどふれた、第6章と第8章の間に7章が入るとい、そのお話になります。

第7章として、第1節生活排水処理の現況から第4節実現のための取組で、右側の主な改定内容案として、生活排水の処理の流れですとか、1番下、県のマニュアルで示されてる項目の内容に基づいて目標達成に向けた取り組みを記載というようなことを、先ほどの第6章と第8章の間、第7章として、そこに差し込むというイメージでございます。

続きまして、今後の予定、18ページ、19ページです。こちらの方、ご覧いただければと思います。

こちら本日、7月1日に審議会を開催いたしまして、概要についての説明をさせていただく。第2回の審議会が8月の後半、事務局作成の素案はこれに対する審議をいただく。第3回については、9月の後半、第2回の審議結果を反映して素案の2を報告。こちらを使いましてパブリックコメントを令和7年10月に実施しまして、この審議結果を反映させて素案3を使用して行う。第4回で、11月の中旬パブリックコメントの意見を反映させた素案4を報告して、第5回の審議会、8年の2月中旬ぐらいですが、素案5、これを最終として答申をする。1年間の会議が、目安としては5回で予定をさせていただいております。第2回の開催は8月の26日、第3回の開催は9月の24日を予定していて、正式なご案内を別途お知らせさせていただければと考えております。画面の展開ですとか、ちょっと分かりにくくて申し訳ございません。議題2、一般廃棄物処理基本計画の改定の概要についての説明は以上でございます。

○議長

ただいまの説明についてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○委員（長森）

今聞き間違えたのか、し尿について、単独浄化槽とし尿汲み取りをそのまま河川に流すみたいな感じでご説明があったんですけども、それでよろしいですか。東埼玉資源環境組合の方でこちら処理はしてないのでしょうか。

○事務局

はい。それはし尿を汲み取って、汲み取った後に、そのし尿処理施設が東埼玉の第2工場、草加と八潮の境にあるあたりですね、そここのところで汲み取ったし尿の処理をしている。河川に流すというのは、要はお風呂の水とか台所の水というのが浄化がされないもので、それが最終的に河川に流れてしまうということなので、汲み取った分の処理については、その汲み取ったバキュームカー、その車両がそちらの方に行って処理をして、最終的には確かその処理を下水に流していたんだと思います。浄化をした部分も含めて最後、そこは下水には流してるんですけども、生活の雑排水の方が河川に流れて、その浄化をされてない状態で流れてるという意味でございます。

○議長

いかがでしょうか。

○委員（浅見）

質問させていただきます。汚水処理の問題なんですけど、越谷市としては、下水道が流れている区域は各個人の家庭で下水道につなげる下水管を作って汚水処理を自分の費用でやってる、私もそういう形でやりました。それをお勧めしていく場合、越谷市ではその費用の何%ぐらい補助を計画しているのか、教えていただきたいと思います。それと、もう1つは先ほど聞き漏れましたけど、会議予定は第2回は8月26日、第3回は9月24日でよろしいのでしょうか？2点だけちょっと教えてください。

○事務局

はい。先に日にちの方だけを、8月26日、9月の24日、おっしゃる通り、その2日間が予定ということでございます。時間は大体この午後の時間になります。ご都合つけていただければ嬉しいなというのが私どもでございます。浄化槽の話は、担当している竹内の方からあります。

○事務局

浄化槽担当の竹内と申します。先ほどの質問でちょっとご確認なんですけれども、下水道区域で下水道に繋げるための費用の負担が何%出るかということでしょうか。

○委員（浅見）

それではなくて、汲み取りと単独を下水道にする場合、越谷市としてその費用の何%

を補助という風に考えているのか、それを教えていただきたいという質問です。

○事務局

すいません、ありがとうございます。こちらの計画ですと、元々下水道を通す計画がない地域での転換を元にした計画になりますので、基本的に下水道の接続はない。こちらの方、単独汲み取りの転換については合併浄化槽に転換するということで、汚水処理人口も引き上げるということで計画を進めていくというような考えでございます。

○委員（浅見）

ということは、約3%弱の2.8%が、合併浄化槽に向けて取り組んでいくという形でございますね。その費用を各家庭に出させるのか、そのうちの何%をある程度市では補助するのか、その辺お聞かせください。

○事務局

すいません、ちょっと説明不足でした。今見てもらっているこちらのグラフなんですけど、こちら下水道整備区域になりまして、本計画に含まれない部分でして、先ほどと少し説明が変わってしまうんですけども、単独と汲み取り、あと合併についても全て下水道に繋げていただく方針になります。補助はありません。

今見ていただいているこちらの表ですね、浄化槽処理区域においては全てこのブルーの合併浄化槽に転換を進めていくというところで、こちらの転換についてはですね、規定にもよりますが、大体約73万から95万円の補助を固定で出しております。

以上です。

○事務局

今、竹内の方から、大体金額としては浄化槽の大きさによって70万円、80万円、90万円近くまではあると。ただ、その転換をする場合は、どうしても値段これがまた現場によって正直違うというのがあります。庭がすごく広くて掘り出しやすいのか、庭が狭くてちょっと掘り出しにくいとか、そういうのがあります。ただ大体平均しますと、転換の費用で150、160万円前後。非常に大雑把に約半分ぐらい、70万円、80万円っていうものに関して、全体のその転換の工事が140万、150万円ぐらいですから、高いところは200万を超えたというケースも確かあります。ですから、正確な割合っていうのは1件1件だいで変わってしまうんですけども、今副会長さんおっしゃいましたような大体の割合ってどうなのってことだと、大体半分程度の補助、半分程度の持ち出しというイメージになります。私どもの方で年間今約40件程度のサポートができるぐらいの予算は持っているところです。

転換にする場合にも、家を新築する場合はもう無条件で合併処理浄化槽の転換には、

設置にはなるんですけども、そこに対して無条件に、70万円、80万円補助しましょうというわけにもいかず、下水道整備区域に家を建てる場合と、そうじゃない場合で不公平もあるなというところなので、あくまで今の家の状態で浄化槽を変えるっていうものに対しての補助、それが大体年間40件程度っていうのが今私どもでやっているところがございます。割合と少し外れた話もあるかもしれませんが、大体今のようなイメージで捉えていただければと思います。

以上です。

○議長

いかがでしょうか。

○委員（増澤）

お尋ねします。浄化槽とそれから公共下水道この違いについて、いわゆる市街化調整区域が浄化槽をやる、それから市街化区域については公共下水道という振り分けだと思っておりますけれども、この生活排水処理基本計画そのものが、今後、越谷市として、今現在市街化調整区域になっている区域を市街化区域に包含させるっていう計画があるのかどうか。

今ここで生活排水処理基本計画をここの中に包含させるという理由は、まず、たまたま先ほど5年スパンでもってちょうど時期が来たからここへ入れますよと、こういうお話でした。その他に何か理由があるのかどうか。この2点をお聞かせください。

○事務局

はい、お答えします。市街化調整区域と市街化区域のエリアなんですけれども、こちらが今後変わるような予定は現在のところございませんで、今回この計画の中でお話を進めさせていただくのは、あくまでその市街化調整区域と言う、下水道区域ではないエリア、こちらの現在の生活雑排水が、台所からの水、それからお風呂の水、使った洗剤ですとか、そういったものが今直接川に流れてるような状況でございまして、こちらを浄化槽の方に、合併浄化槽の方に転換をしている。それにあたって、これまではその目標を100%という形で進めてきたところなんですけど、埼玉県内全体でやはり同じように100%には届いていない状況の中で、今後の10年間を考えるにあたってどのように目標設定をしていくのかと、そういった部分についてこれから議論をしていくというような形になっております。

以上です。

○委員（増澤）

ですから、今回たまたま10年の中の5年で見直しの時期が来たんで、そこへこの生活排

水処理基本計画も一緒にしますよと。この理由がこれから将来的に市街化調整区域を市街化区域の中に入れ込もうという、なんか市としてお考えがあつてのことなのかどうか、それをお聞かせください。

○事務局

現在のところ、市として考えはございません。その区分は、今のところ変わる予定はなくて、今、区画整理をしてるところまでで、計画の方はそこでいったんおしまいという形で聞いております。

○委員（増澤）

はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長

他いかがでしょうか。

○委員（草場）

質問させていただきます。先ほど、単独浄化から合併浄化槽へ転換するのに年間40件の補助が出るという風に試算されているとお伺いしたんですけれども、100%を目標としているということは、全体的に補助を受けるところが、例えば年間40件だと400件ぐらいで100%になるというような数量の見込みなんでしょうか。

○事務局

はい、お答えいたします。現在、もし目標100%を短い期間でやるとすると、もう40件以上やっていかないと、とてもじゃなくて追いつかないような状況です。しかしながら、昨年度の補助の実績ですと、40件の枠に対して33件で上限に到達してないような状況です。

過去にその補助を開始した頃は割とすぐ上限に達して、追加の予算を取ったりしたようなこともあったという風に聞いております。しかしながら、現在はですね、もうある一定の需要についてはもうさばけてしまっています。去年の申請をされてる方を見ますと、大体はですね、既存の浄化槽は壊れてしまったとか、または悪臭が出て困っている、そういった方に申請をいただいています。

補足になりますが、現在、その市街化調整区域のこちらの浄化槽、単独浄化槽が結構多いんですけれども、まず単独浄化槽は、2001年の4月1日から設置はできなくなっています。裏を返しますと、建物が少なくとも25年以上前の建物となっております。実際、職員の方で勧誘などをしていますが、結構年数が経った建物も多いが、古い浄化槽、単独浄化槽でも、耐用年数が30年から、いいもので50年ぐらいあつたりで、まだまだ、住民自身が困らない、困ってる状況にならない。あとは、比較的高齢の方が多くお住まい

になっていて、川の水を綺麗にすることに対しては、ご理解いただける。ただその金額、例えば70、80代の方が、その市の補助が半分あるとはいえ、何十万という金額のものを出すことについてどうかとなる。壊れてしまった、悪臭がある、何か生活に不便が生じてたりすると、それをきっかけに使っていただけるんですけども、生活で特に問題が発生してないという中で、100万弱になるかもしれないその金額の支出について、ご理解いただける、賛同いただける方が、だんだん少なくなってきたというところで、今40件に到達してないというような状況になっております。

以上です。

○委員（草場）

ありがとうございました。

○議長

いかがでしょうか。

○委員（須田）

今の続きなんですけど、目標達成するためには単独から合併に移行させるっていうのが今のお話ですよ。それと、建て替え時は単独浄化槽が禁止になっているので、建て替える時は無条件に合併に変わる、2つ目。最後は自然減を見込んでいる。その3つの施策で目標達成はできるんですか。

○事務局

そうですね、今おっしゃった、1つは、既存の単独浄化槽を市の補助を使って転換。家を新築される場合はもう合併処理浄化槽しかない。最後の3つ目ってのはちょっとまたどうかというのはある。スクリーンのグラフを見ていただきますと、ちょっとずつ、単独から合併へと、その割合はやはり少しずつ増えているところではある。じゃあ現状なかなかその中で100%っていうのが実際何年経ってどうなのか、その辺っていうのが、実はこの新しい生活排水処理基本計画を一般廃棄物の中に含めていく中で、じゃあこの辺の%をどうしていくのかというところがやはり非常に大きなポイントになるんだと思います。この短い期間で100%になるっていうのは正直本当は難しいのかな。年配の方がもうずっとその家に住んでいて、半分補助が出るけど、半分丸々持ち出して河川の水を良くしていこうよって言っても、いや、でも今の生活には不便してないからっていう風になると、そこで踏み出して市から補助があっても難しい。もちろん、いろんなPRもこちらの方で現状でもやってはいるんですけども、じゃあその中でどういう風にしていこうか。その辺は、私どももそうですし、コンサルタント会社さんところのノウハウも見ながら、どういうことをやっていって、せめてどこまであげよう、やっぱり目標は

100%になってるから100%にしようという形になるのか、いや、ちょっと100%は難しいんじゃないっていう風になるのかっていうのは、この1年間の中でその方向性を定めていくことになるのかなと思います。

○議 長

他にご質問ございませんか。他の方と重複するような質問でも全然大丈夫です。いかがでしょうか。

○委 員（並木）

越谷市の計画でこのグラフの数字が出てると思うんですけど、近隣の草加や春日部の市のこの状況っていうのはどんな状況なのか、もしわかれば教えていただきたいなど。

○事務局

私の方から答えさせていただきます。まず、草加なんですけれども、こちら正確な数字は今出せないんですが、ほとんど下水道区域になってるということで、越谷市とはだいぶ状況が変わるのかなと考えております。その他の近隣市についても、こちらの割合は、すいません、今正確にお答えはできないんですけども、越谷市と同様程度の規模で、補助金で浄化槽転換を進めてるということを知っております。

○事務局

先ほど市街化区域、市街化調整区域の話もしたところですが、越谷市の人口34万人ぐらいいて、約半分が市街化調整区域、約半分が市街化区域、ほぼそんなイメージなんですけれども、それは実は結構珍しいのです。例えば、草加市は、人口24万、25万人ぐらいいて、今タケウチの方から話あった通り、ほとんどが市街化区域になっていて、ほぼほぼエリアがもう下水道になっている。というような所からすると、こういう浄化槽処理区域がある程度あって、多分全体の人口が4万5000人、5万人いかないくらいだったと思うんですけども、それくらいあって、エリアがこれだけ広いというのは、結構この埼玉県内の中でも比較的ちょっと状況としては、特殊という言い方が合っているかどうかわかりませんが、そういうような市の成り立ちになっていると聞いたことがあります。ですので、その辺も含めて、他との比較っていうのが少し乖離してる場所はあるのかなと思います。

以上です。

○議 長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

ないようでしたら、次の議題に移ります。議題3その他について、事務局より何か報告

はございますか。

○事務局

はい。資料は、画面表示されるアプリのものを。前回の審議会の時に古紙の分別に関して、例えば段ボールであったりとか紙であったりとか、その辺が分かりにくいところもあるんで、何かしら市の方でお知らせとかしたらどうかというご提案があったかと思えます。今、こちらの方の画面を見ていただくといいんですけども、古紙の分別に関して、出し方ですとかを図にしたもの、これ、実は私どもの方のスマートフォンにあるアプリのさんあーるというアプリがございます。そちらの方に、先月、6月の26日から、お知らせと合わせてこのような形でこの図を掲載させてございます。どういう形で処理をする、具体的にはどういうものが例えば段ボールは、こういう波があるものなんですというご案内をつけて、さんあーるで掲載させていただいている。確かその時にも、もうちょうど1月ぐらいなので、ごみカレンダーの印刷も終わって配る直前なので、当然そこには反映はされない。ただ、そういうアプリですとかホームページですとか、追加追加でできそうなもの、例えば一覧表などに反映させました。どういうものがどうですよ、燃えるゴミです、雑紙です、ちょっと難しいってというようなもの、紙の質によっても、再生に向くもの、向かないものはありますんで、それをこの50音順にして、これは燃えるゴミに入れてください、これは雑紙に入れてくださいといったアナウンスをつい1週間、10日ぐらい前に差し上げたところです。

この辺もですね、先ほど会長さんからありました、もちろん委員さんではあるんですが、こういうような疑問、何かこうですけどどうなんですかっていうような話の中で、やっぱりこういう周知はしましようということで市の方でさせていただいたものでございます。もちろん先ほどの計画の話ですとか生活排水の話とかもありましたけども、改めて資料説明とかその辺を見ていただいた時に、これってどうなんですかっていうような話の中で、私どもの方もこういうPRに展開していくこともありますので、是非忌憚のない意見をいただければなと思っております。

以上です。

○議 長

はい、ありがとうございます。ただ今の報告についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委 員（増澤）

今年の1月、第1回のこの会議の席で、一般廃棄物の減量等推進員、これを私何年か経験させていただいた中で、もうすでにこの推進員制度が役割を一応達したんじゃない

かなど。推進員制度が20年近くなるというこの節目で、お考えを改めてっていうか見直しというか、推進員制度そのものについての質問をさせていただいたと思います。

もう1つ、その推進員制度を取り入れているこの5市1町の中で、他の市で何か我々の越谷市と違った制度をやっておられるか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○事務局

それでは、お答えいたします。まず初めに、越谷市廃棄物減量等推進員制度につきましては、平成18年度から、ごみの分別に伴いごみに関する地域のアドバイザーとして開始したもので、自治会の皆様のご協力により19年目を迎えているところでございます。

先ほどありました令和7年の1月の審議会におきましても同様の意見があったということは承知しているところでございます。

市といたしましては、今後どうしていくかということを考えるタイミング、時期に来ていると思いますが、本制度につきましては、自治会の皆様のご協力のもと実施できているものでございますので、1度、各自治会へアンケートを実施、その結果を審議会へまずは報告していきたいというふうに考えております。

アンケートを取るにあたりましても、13地区の連合自治会がございまして、連合自治会に、アンケートを実施する旨の報告を行った上で、進めていきたいという風に考えております。

5市1町の制度の実施につきましては、推進員制度につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条に、市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。というふうになっております。越谷市を除く4市1町の推進員の状況でございますが、草加市につきましては平成21年から休止という状況となっております。八潮市、三郷市、吉川市については今も実施しております。松伏町におきましては、推進員制度を実施していない状況ということになっております。

以上となります。

○議長

他に質問等はございませんか。大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

ないようでしたら、以上を持ちまして議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○司会

はい。議長、ありがとうございました。

ただいま議事が終了いたしましたので、本日は部長の方もいらっしゃいませんので、この最後に、審議会の閉会にあたりまして、浅見副会長からご挨拶を頂戴できればと存じます。よろしく願いいたします。

○委員（浅見）

はい。本日は、お忙しい中、令和7年度第1回会議、廃棄物減量等推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

各委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りまして、非常に参考になり、また認知したところでございます。

令和7年度は一般廃棄物処理基本計画の折り返しのタイミングとなり、計画策定時の目標見直しや生活排水処理基本計画の統合などについて事務局より説明がありました。今後の計画見直しは、委員の皆様のご協力が不可欠でございます。引き続き皆様のご支援をお願い申し上げ、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会

はい、副会長、ありがとうございました。ZOOMで参加の埼玉県の推進課の方、音声が一時間聞き取りにくくなることや、資料の展開ができなくなる等ありまして、大変失礼いたしました。本日、出席、ご協力ありがとうございました。

では、会長のご挨拶いただきまして、本日以上を持ちまして令和7年度の第1回審議会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。資料の方はこちらで順次回収して参ります。そのままお手元へお願いしたいと存じます。ありがとうございました。